

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

東近江市長 小 椋 正 清

市町村名 (市町村コード)	東近江市 (252131)	
地域名 (地域内農業集落名)	新堂 (五個荘新堂町)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年6月19日 (第2回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

現在農地集積がされているが、高齢化に伴うが、後継者はあるが休日に手伝う程度で日常管理は高齢者が行っている状況。将来的には東地区が一つになることが望ましい。農地の水路等の修繕が今後見込まれる為、その費用に対して課題が一番大きい。

(2) 地域における農業の将来の在り方

現在、団地化を形成されているところである。今年度に新たに認定新規就農者として、軟弱野菜等を栽培され、集落営農法人、認定新規就農者、認定農業者と農業を担うものを含め話し合いを進めていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	13.6 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	13.6 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
担い手を中心に集積・集約化を基本に進めていく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
現在も利用しており今後も活用していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
現在当地区は、圃場整備地とそうでない地域があり地権者の協力により畦畔除去を行い地籍調査で面積確定を行った。現在は水路から水路まで、道路から道路までの大区画を実施し現在のところは考えていない。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
担い手を中心に集積・集約化を進め育成をしていくために、市及びJAと連携して定着まで切れ間なく取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
作業の効率化が期待できる防除作業は、JA等に委託を進める。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他
【選択した上記の取組方針】				